



尼崎市こども計画とは

1. こども計画とは

国においては、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、子ども・子育て支援について各施策・制度が進められてきました。一方で、少子化の進行、人口減少には依然として歯止めがかかっておらず、近年では、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーが直面している厳しい生活環境、子育て家庭の孤立など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

このような中、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、国は、令和5年(2023年)4月に「こども家庭庁」を発足させ、「こども基本法」を施行するとともに、同年12月に「こども施策に関する大綱」(以下、「こども大綱」という。)を閣議決定し、こども施策を総合的に推進しています。この「こども基本法」では、市町村に対し、市町村こども計画の策定を努力義務とするとともに、こども施策の策定・実施・評価にあたっては、こどもや子育て当事者の意見を聴取し、得られた意見をフィードバックすることが求められています。

本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、「こども基本法」、「こども大綱」の内容や、社会情勢、各種調査結果を踏まえ、尼崎市のすべてのこどもや若者が健やかに育ち、笑顔が輝くまちとなるよう、尼崎市が考えていること、取り組んでいくことをまとめたものです。

こども施策に係る国の動き及び尼崎市の対応

平成						令和							
25年度以前	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
	8月 12月 子ども の貧困 対策大 綱	長期シ ョン、 総合戦 略	次世代育 成支援 政策推 進法、 延長 子ども 子育て 支援新 制度 子ども 子育て 支援大 綱	4月 10月 子ども 子育て 支援法 改正 ニッポ ン一億 生活福 祉プラン	6月 12月 子ども 子育て 支援法 改正 新しい 経済政 策パツ ケージ 子ども 子育て 支援法 改正	4月 9月 子ども 子育て 支援法 改正 新放課 後子ど も総合 プラン	10月 11月 12月 子ども 子育て 支援法 改正 子ども 子育て 支援法 改正 子ども の貧困 対策大 綱	5月 12月 子ども 子育て 支援法 改正 少子化 対策大 綱 新子育 て安心 プラン	6月 12月 子ども 子育て 支援法 改正 児童福 祉法の 改正成 立 (施行は 2024年 4月)	4月 12月 子ども 子育て 支援法 改正 子ども の貧困 対策大 綱 子ども の貧困 解消法 子ども 子育て 支援法 等改正	6月 12月 子ども 子育て 支援法 等改正 次世代 育成支 援政策 推進法 延長		
（基本的施策） ●施策に対することも、子育て当事者等の意見の反映 ●支援の総合的・一体的提供の体制整備 ●関係者相互の有機的な連携の確保 ●ことも大綱による施策の充実及び財政上の措置 等													
第2期 尼崎市次世代育成支援政策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)						第3期 尼崎市次世代育成支援政策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)						第4期 尼崎市次世代育成支援政策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)と (第2期) 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の 一体的策定	尼崎市 子ども計 画 (本計画)
(第1期) 尼崎市子ども・子育て支援事業計画													

凡例： 法律 こども関連計画 左記以外の関連計画

2. 計画の位置づけ

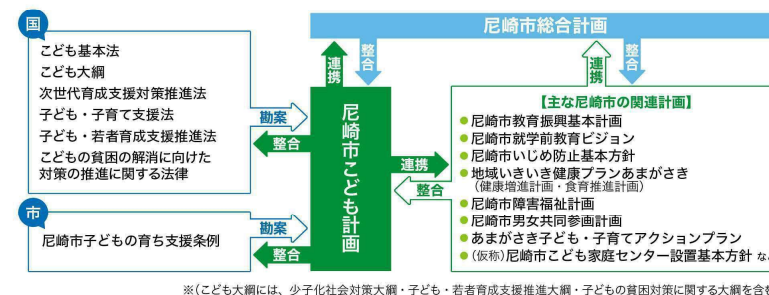
(1) 法律や条例上の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画であり、国のこども大綱を勘案し策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、一体的に策定します。また、本計画は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画と位置づけます。

加えて、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけます。

(2) 市の分野計画との位置づけ

尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、計画の整合を図るとともに、本計画の内容は、福祉、医療、保健、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



3. 計画の対象

こども基本法においては、「こども」の定義を、「心身の発達の過程にあるもの」としています。本計画における「こども」についても、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれることのないよう、心身の発達の過程にあるこどもや若者とします。また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、保護者及び家庭、子育てと育ちを支える地域社会を含むものとします。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とし、計画の進捗管理について、事業の実施状況などを毎年度ホームページで公表します。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じるなどの場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



Ⅱ 計画がめざすこと(基本理念)

1. 国におけるめざす姿

国は「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下の6つの柱をこども施策の基本的な方針としています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろう)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱とともに示された「はじめの100か月の育ちビジョン(幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン)」では、こどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでの「はじめの100か月」は、長い人生において幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすための基盤となる最も重要な時期とされています。すべてのこどもが等しく、健やかに育つことができるよう、以下の5つのビジョンが示されています。

- (1) こどもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

本計画においても、こうした国の考え方や方針に基づき、本市のこども施策に取り組んでいくこととします。

2. 本市におけるめざす姿

本市には、平成21年(2009年)12月に制定された「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下、「条例」という。)があります。条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの人権を尊重することを基本に、こどもの育ちを社会全体で支える仕組みを定めることにより、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的としています。

また、条例第3条には、こどもの育成に関し、次の4つの基本理念を掲げています。

- ① 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- ② 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- ③ 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- ④ 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

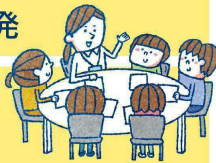
条例の基本理念や目的は、こども基本法やこども大綱の基本的な考え方や方針と整合していること、本計画は条例第12条の推進計画に位置付けられることから、本計画における本市のめざす姿として、条例の前文にある「こどもの笑顔が輝くまち あまがさき」の実現をめざす姿とします。





こども・若者が 権利の主体であることを共有し、 その権利の啓発に取り組む

- ① こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発
- ② こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発
- ③ こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映



こども大綱では？

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。こども・若者が意見表明をし、社会に参加する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。(P10)

▼現状

- こども基本法では、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施及び評価にあたっては、こども・若者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。
- 現在のところ、こども施策の策定等をするにあたって、こども・若者の意見の反映は十分ではない状況です。

▼課題

- こども・若者自身も自らが権利の主体であり、意見表明やその他の権利があることを十分に認識していません。
- こどもの権利やこどもの意見表明・意見聴取について、行政をはじめ関係機関等の理解・周知が十分でない状況です。
- こどもの意見表明・意見聴取、そのフィードバックの方法等について、本市としてその具体的な実施手法が確立されていません。



こどもの権利とは？



「こどもの権利」とは、こどもたちが安全で健康に育ち、自分の意見を自由に言えるようにするための基本的な権利のことです。これらの権利は、1989年に国連で採択された「こどもの権利条約」によって定められています。具体的には、次の4つの原則があります。
これらの権利は、こどもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするための大切な約束です。

こども・若者に対して、**こども・若者自身が権利の主体であり、様々な権利が保障されている**ことを理解するための啓発を行います。

学校教員やこども・若者にかかわる大人等に対して、こども・若者の権利について理解を深めるための啓発を行います。

行政や関係機関等がこどもの意見聴取の取組を進めることができるよう、ユースワーカーや専門家等と、こどもの権利についてのこどもへの意見聴取の必要性や意義・手法等について、研修・啓発等を実施し、機運の醸成を図ります。また、**アウトリーチによるこども・若者を対象とした啓発**を実施していきます。

今後の取組

(R7年度～R11年度)

こどもの意見聴取・意見表明について、webアンケートや対面ワークショップなど**テーマや対象者に応じた多様な手法**を検討し実施します。



本市の政策形成にこども・若者の意見を反映するため、こども・若者に関連する審議会等への**こども・若者の参画を推進**します。

より幅広いこども・若者が気軽に意見表明・意見聴取が行えるよう、オンラインによる意見交換プラットフォーム「**コドモワカモノボイスアクション**」を開発・運用します。また、こうした取組を通じて、既存のユースカウンスル事業での活用・参加者のすそ野を広げる取組を実施します。

コドモワカモノボイスアクションの詳細は
○ページ

未就学児等の意見表明・意見聴取について、その手法やノウハウについて、**保育施設や大学、専門家等と連携**しながら、取組を進めていきます。



市内の小・中・高等学校と連携して、こども・若者意見聴取が実施できるよう取り組みます。

目指す
数値

コドモワカモノボイスアクションの登録者数 → 〇〇〇〇人

差別されない権利

こどもは、どんな理由でも差別されてはいけません。

こどもの最善の利益

こどもに関することを決めるときは、常にそのこどもの最善の利益を考えなければなりません。

生きる権利と成長する権利

こどもは健康に生き、成長するための支援を受ける権利があります。

意見を言う権利

こどもは自分に関することについて自由に意見を言い、その意見が尊重される権利があります。

III. 計画の推進 >>> こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

③ こども・若者の活動を支援



こども大綱では？

こどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。(P37)

▼現状

- ユースワークの視点に立ったこども・若者の居場所として、ユース交流センターを設置・運営しています。ユース交流センターには、青少年への支援を行う「ユースワーカー」が在籍しており、若者の“やりたい”を支援したり、こども・若者の様々な相談に乗ったりしています。
- ユース交流センターの取組が全市展開されるよう、各地域課と連携をしながらサテライト事業を実施しています。
- ユース交流センターにおいて、若者が主体となり、日々感じている違和感や希望を表明し、課題やその解決策を市に提案するユースカウンスル事業を実施しています。
- ユース世代の活動やこども・若者の支援に取り組む団体の活動などを支援する補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」を創設しました。また、補助事業の審査を行う付属機関に、若者委員3名を加え、その意見を聴いて補助事業の選定をしています。

▼課題

- ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の利便性もそれほど良くないことから、利用者は近隣の青少年が中心となっています。
- ユースカウンスル事業においては、参加メンバーの人数が限定的であり、全市的にこども・若者が参画する機会が十分ではありません。
- 補助事業では、ユース世代からの申請数が限定的で、ユース世代やこども・若者支援団体に事業周知を図る必要があります。

子ども・若者応援補助金

尼崎市では、子ども・若者応援基金を活用した補助事業を募集しています。若者や若者を応援したい皆さんの“やってみよう!”を全力で応援しています。



ユース活動支援コース	若者個人や若者グループが企画し、若者自身が「やってみよう」、「気になっている」、「困っている」ことで、取り組んでみたい活動を補助対象とします。
子ども・若者育成支援コース	子ども・若者の育成支援に取り組む団体やグループの活動を補助対象とします。(ユースワークの推進や子ども・若者の健全育成に資する活動など)
パイロット事業コース	子ども・若者の今日的な課題に関して、その解決に向けた先駆的・試行的な活動を補助対象とします。なお、同一事業への補助期間は、原則として3年を限度とします。

※若者… 概ね中学生から30歳未満の人を指します。 ※子ども… 乳幼児期から思春期(おおむね18歳まで)の人を指します。

今後の取組

(R7年度～R11年度)

ユース交流センターにおいて、**こども・若者が自分のやりたいことに向かって活動できるような居場所づくり**を、引き続き行っていきます。

補助事業においてはさらにこども・若者が補助金を活用しやすいよう制度改善を図ります。



こども・若者に対するユースワークの取組が市内で広がるよう、実践的な講座を実施していきます。

ユース交流センターの取組が全市で展開されるよう、各地域課と連携しながら、各地域における**ユースワーカーの養成**を図ります。

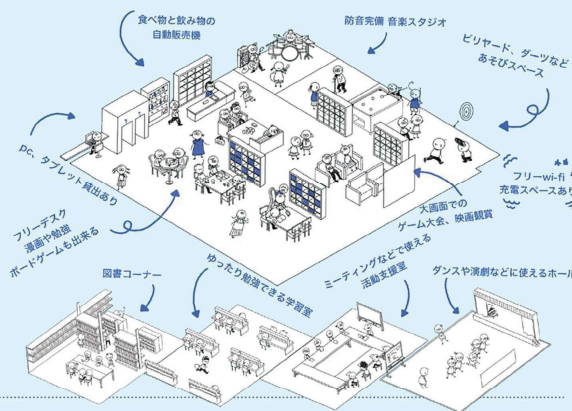
ユースカウンスル事業の充実を図りつつ、オンラインでより気軽に意見表明ができるコードモワカモノボイスアクションの取組を進め、全市的に**こども・若者のまちづくりへの参画**を促していきます。



やりだいをやるう。 尼崎市立ユース交流センター

“やりたいをやるう”

尼崎市立ユース交流センターは中高生の新しい挑戦を待っています。みんなでわいわいゲームをしたり、大画面で映画をみたり、バンドやダンスの練習をしたり、しずかに学習をすることも、好きな本を借りることもできます。家でも学校でも塾でもない、新しい自分だけの自由な過ごし方をしてみませんか？



尼崎市若王寺2丁目18番4号 あまがさき・ひと咲きプラザ内
【開館日】火～土曜：午前9時～午後9時／日曜・祝日・振替休日：午前9時～午後5時
【休館日】月曜(祝日の場合は開館)・年末年始